

《事業主のみなさんへ》

労働保険が成立したら

事務委託をしたら

保険関係成立之証を

- ① 事業主は、労働保険番号等を事業場の見やすい場所に常時掲示し、労働者に周知しなければならないと定められており（労災保険法施行規則第 49 条）、事務組合に委託している事業主もこの規定を守らなければなりません。事務組合は委託事業主のため、労働保険番号等の掲示義務に協力することとなります。
- ② 「保険関係成立之証」は、保険関係の成立をしていることを周知するものであり、「保険関係成立之証」を掲示することにより、事務組合に委託し労働保険に加入済みであることが明確となり、従業員からの「信頼」と「安心」が得られ、対外的にも一層の信用が生まれます。



A. アルミ額縁付



B. 金ラック額縁付



C. フィルム封入済

1 料金

- A アルミ額縁付（縦 236 mm 横 296 mm）1,700 円 C にアルミ額縁付
 B 金ラック額縁付（縦 257 mm 横 319 mm）1,500 円 C に木製額縁（金ラック）付
 C フィルム封入済（縦 126 mm 横 177 mm） 500 円

※ 送料が注文数により別途 350～500 円程度かかります。

2 申込み方法

下記に記入して申込みください。（この用紙をそのままお使いください。）

塩釜商工会議所 宛

TEL 022-367-5111 FAX 022-367-5115

労働保険番号	府県		所掌	管轄	基幹番号					枝番号		
	0	4			9	3	5	2	3			
事業場名												
所在地												
成立年月日	昭和・平成		年	月	日	※わかる場合にご記入ください。						
申込内容	A B C		(いずれかを○で囲んでください)									